

---

---

臨時株主総会開催についてのご説明資料

For-side.com

2006年4月11日

**For-side.com Co.,Ltd.**

## ■ はじめに

---

平成18年4月28日に行われる当社臨時株主総会において定款一部変更の件と会計監査人選任の件を付議させて頂く事を決定いたしました。

本資料を持ちまして議案の内容に関するご説明をさせていただきます。

### 第1号議案 定款一部変更の件

1. 決算期の変更
2. 取締役会の書面決議
3. 取締役又は監査役の責任制限
4. 取締役会による剰余金配当決議
5. 補欠監査役の任期調整
6. 株主総会参考書類等のインターネット開示

### 第2号議案 会計監査人選任の件

# ■ 第1号議案 定款一部変更の件 ～決算期の変更に関するご説明～

## 変更点① 決算期の変更

### I 変更内容

#### ①12月31日へ決算期を変更

グループ企業全体のさらなる経営効率化を目指し、当社の事業年度及び決算期を、従前の「毎年11月1日から翌年10月31日までの一年間」から「毎年1月1日から12月31日までの一年間」とする旨定款を変更するものです。

#### ②第7期のみ1年2ヶ月の事業年度に

また、新『会社法』の公布及び会社計算規則91条2項により決算期変更後の最初の事業年度について最長1年6ヶ月とすることが可能となるため、定款変更の効力が生じる本年5月時点で進行している第7期について事業年度を1年2ヶ月とするものです。

### II 変更目的

#### ①決算期を調整することによる予算管理上の数値把握の精度の向上

現在当社グループでは、73社の子会社全てにおいて、子会社自体の決算期に合わせた監査とは別に当社単体の決算期に合わせた仮決算を行っております。この仮決算を解消し監査対応を一本化することで予算管理上の数値把握の精度の向上を図るものです。

#### ②管理コストの削減と経済的合理性のある運営体制の構築

現在連結及び単体業績における利益は、上記の仮決算による重複した監査コストや人件費により大きく圧迫されております。同決算期の変更は、この重複した決算及び監査体制を解消することで、大きく利益を圧迫していた管理コストの削減を図り経済的合理性のある運営体制を構築することを目的とするものです。

## ■ 第1号議案 定款一部変更の件 ～その他の変更内容とご説明～

### 変更点② 取締役会の書面決議

新『会社法』第370条により取締役会の書面決議が認められることに伴い、現行の定款に所要の変更を行うことで、取締役会の機動的な開催と、決議に加わることのできる取締役全員の意見の反映を図るものです。

### 変更点③ 取締役又は監査役の責任制限

新『会社法』第426条1項及び423条1項により、取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。

### 変更点⑤ 補欠監査役の任期調整

新『会社法』第329条2項及び会社法施行規則第96条3項により、定款に定めることによって補欠監査役の予選の有効期間を伸張することが認められたことから、現行定款に所要の変更を行うものであります

### 変更点④ 取締役会による剰余金配当決議

新『会社法』第459条第1項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策を行えるように、当該規定を定款に新設するものであります。

### 変更点⑥ 株主総会参考書類等のインターネット開示

新『会社法』及び会社法施行規則第94条及び133条3項により、株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められたことから、株主の皆様の利便性を高めるために当該規定を定款に新設するものであります。

## ■ 第2号議案 会計監査人選任の件のご説明

---

### 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります中央青山監査法人は、平成18年4月28日をもって辞任されることとなりました。それに伴い、監査法人トーマツを会計監査人として選任しようとするものです。